

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「中長期的な株主の利益を最大化するべく、より効率的かつ健全に経営・執行していくこと」であります。

当社の企業統治の体制については、監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会と監査等委員会により業務執行の監督及び監視を行い、経営上の重要な事項についての意思決定を取締役会が行うとともに、業務執行の意思決定を経営執行会議で行うこととなります。なお、当社においては、迅速な意思決定を行うことを目的として、執行役員制度を導入しております。

当社の取締役会は、取締役8名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成され、そのうち社外取締役は3名でその全員が監査等委員である取締役となります。監査等委員会においては全員が社外取締役であり、当社の雰囲気、体質等に左右されない判断の客観性を確保できる社外の独立した立場から、当社の取締役会に対する監査・監督を行っております

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2(4)】

議決権電子行使の利用および招集通知の英訳につきましては、現時点では対応しておりません。今後、外国法人投資家の持株比率の増減状況を勘案しながら対応を検討したいと考えております。

【補充原則4-1(2)】

当社グループのプロフェッショナルサービス事業は比較的将来の予測が立ちやすい一方、インキュベーション事業の一部については、売上高の多くが株式市場における株式売却によってもたらされることから、株式市況やIPO動向に伴って振幅いたします。従いまして、損益の予測が立てにくい

ため、中期経営計画及び単年度の損益計画を開示しておりません。
但し、取締役会や経営執行会議において、毎期の事業目標を定めるとともに、進捗状況の確認・分析を行っております。また、各事業の目標と分析結果については、決算説明会、株主総会等で株主へ説明をするとともに、次期の目標に反映しております。

【補充原則4-1(3)】

当社は、従業員の中から執行役員を選任するとともに、重要な職務を経験させることにより最高経営責任者(CEO)等の後継者候補として育成しております。CEO後継者計画につきましては、今後、取締役会の主体的な関与のもとでの策定・運用を目指してまいります。

【原則4-11】

現状は女性もしくは外国人の取締役は選任されておませんが、当社はプロフェッショナルファームであり、性別や国籍で区別せず、あくまでも当社の経営や顧客に対して付加価値を提供できるか否かという観点から適正な判断を行っております。但し、多様な取締役会構成の重要性については認識しており、今後も選任に際しては、ジェンダーや国際性の面も踏まえてより慎重に取締役を選任するよう検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社及び当社グループは、当社及び当社グループの事業の円滑な遂行に資すると合理的に認められる場合、政策保有株式を保有することがありますが、現状は保有しておりません。政策保有株式を保有する場合には、取締役会において、経済的合理性を確認のうえ、保有の継続の判断を行っております。また、当該政策保有株式の経済的合理性が必ずしも十分でないと判断される銘柄については縮減を図る方針です。

(2) 議決権行使の基準

政策保有株式の議決権の行使にあたり、個別の議案ごとに、当該企業の状況、議案内容の妥当性等を慎重に検討のうえ、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から当該行使の判断をしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は取締役会規程において、取締役と利益相反取引を行う場合は取締役会決議を要する旨を定めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は選択制退職年金制度として確定給付企業年金制度を導入しており、入社時に従業員に対して説明会を実施しております。また、業務委託している運営管理機関のモニタリング等の取組みを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画当社は、次の「社是」を企業理念として、全役職員に共有しております。

1. 人々の役に立つ(事業に存在理由がある)
2. 利益を創出する(事業が付加価値を生む)
3. 成長する(事業が社会的影響を持つ)

4. 分かち合う(事業が社会に調和する)

経営戦略・経営計画については、各事業の方針等について、決算説明資料や招集ご通知にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、社に基づき、事業活動を通じた、顧客・従業員・株主・社会等の全ステークホルダーとの調和、及び、当社の持続的かつ中長期的な成長を目指しております。

その実現に向け、効率的かつ健全な経営・執行を支えるコーポレートガバナンス体制を組織・運営してまいります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員及び経営陣幹部の報酬等については、各役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献実績に基づき決定しております。

また、取締役(監査等委員であるものを除く)及び経営陣幹部の報酬等の額は指名報酬委員会において決定し、監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員会において協議のうえ決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と社外取締役を含む取締役候補の指名については、事業の状況、今後の方向性や、候補者の人間性等を勘案し、指名報酬委員会で議論の上で代表取締役が取締役会に諮り、取締役会において決定しております。なお、社外取締役候補者の選任にあたっては、経営陣から独立した立場において、企業経営に関わった幅広い経験、専門的知見等をもとに広い視野から経営に対する助言および意見を頂戴できる方を総合的に勘案して決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明、取締役ならびに社外取締役候補者の個々の選任理由、個人別の経歴につきましては「定時株主総会招集のご通知」に記載しております。加えて、その他幹部につきまちは、当社ホームページに顔写真、経歴、主なプロジェクト領域等を、選任後遅滞なく開示しております。

(6) 経営陣幹部に重大な法令違反等があり、客観的に解任が相当と判断される場合には、社外取締役(監査等委員)の関与および助言を踏まえ、指名報酬委員会にて十分な審議を尽くした上で決定しております。

【補充原則4-1(1)】

当社は、取締役会が判断・決定すべきものを取締役会規程・取締役会細則に、経営陣に委ねるものを各種社内規程に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営の監督機能の強化及び経営の意思決定に対する独立的な立場での審議及び判断に繋がるよう、独立社外取締役として2名を選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、以下の独立性の要件に該当しない者を独立社外取締役として判断しております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先、投資先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、専門家
- (4) 当社子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役又は会計参与
- (5) (1)から(4)に該当するものの近親者

【補充原則4-11(1)】

(1) 知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会が経営上の重要な事項について適切に意思決定できるよう、企業経営の豊富な経験、経済や法律等の幅広い専門知識、高い倫理感等が優れている者を取締役候補として選任しております。また、重要な事項についての議論が十分になされ、迅速な意思決定が出来るよう、取締役会は8名で構成しております。

(2) 取締役の選任に関する方針・手続

取締役の選任については、指名報酬委員会で議論の上で代表取締役が取締役会に諮り、取締役会において取締役候補者としての適格性を審議のうえ、株主総会に諮ることを決定し、株主総会にて選任しております。

【補充原則4-11(2)】

取締役候補の指名の際には、他社の兼任状況も踏まえ、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できることを確認したうえで、指名報酬委員会で議論の上で代表取締役が取締役会に諮り、取締役会において決定しております。なお、重要な兼任状況については、「定時株主総会招集のご通知」にて開示しております。

【補充原則4-11(3)】

当社では、取締役会の機能向上を目的として、取締役会の実効性に関する分析及び評価を実施しております。その結果、取締役会が総じて有効に機能していることを確認しておりますが、改善すべき課題については継続して対応する方針としております。

【補充原則4-14(2)】

当社では、必要に応じて法令、ガバナンスに関する情報提供を取締役に行うとともに、その職務に必要な会合や勉強会、セミナー等への参加について、その費用を負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では株主公平の原則に基づき、未公表の重要情報は言及しないという前提のもと、株主・投資家を会社の持続的な成長における重要なステークホルダーと考え、以下の取り組みをしております。

- (1) 機関投資家との対話に関する取り組みとして、決算説明会の実施、個別IR面談を実施しております。
 - (2) 個人株主との対話に関する取り組みとして、会社説明会の実施、問い合わせメールシステムの整備及び問い合わせへの回答、個別の電話での回答を実施しております。
 - (3) IR担当者を選任し、株主・投資家への対応を迅速に行える体制をとっております。
 - (4) 当社からのIRの発信として、IRメール配信サービスを提供しております。
- なお、決算発表日の2週間前から決算発表日までをサイレント期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
堀 紘一	1,407,600	13.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	780,300	7.57
古谷 昇	609,700	5.91
オリックス株式会社	468,200	4.54
MSCO CUSTOMER SECURITIES	458,300	4.45
THA BANK OF NEW YORK(140051)	447,100	4.34
株式会社ワイズマン	400,000	3.88
MSIP CLIENT SECURITIES	361,563	3.51
山川 隆義	297,200	2.88
上嶋 秀治	272,100	2.64

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
那珂 正	他の会社の出身者											
内田 成宣	弁護士											
宇野 総一郎	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
那珂 正	○	○	——	建設省(現 国土交通省)の住宅局長、都市基盤整備公団の副総裁等の豊富な経験、知見は、当社の経営にも活かして頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。

内田 成宣	○	○	——	弁護士としての豊富な経験に加えて、当社の事業内容にも精通していることから、同氏の経験・知見等を当社の経営の監査等にも活かして頂けるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。
宇野 総一郎	○		——	長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所との間に法律業務に関する取引関係があります。2019年3月期の取引金額は僅少であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしておりますが、所属事務所のルールから、独立役員に指定しておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることのできる体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示できる体制としており、また、随時会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を配置する等それを支える十分な人材および体制を確保し、経営監視機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	なし

補足説明 更新

当社は取締役及び執行役員の選解任並びに報酬を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

なお、委員は社外取締役全員及び代表取締役社長を含む社内取締役2名で構成されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ制度として、「ストックオプション制度」及び「株式報酬制度」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者につきましては、当社及び子会社の取締役及び従業員をその対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬に関しては、有価証券報告書及び事業報告において、監査等委員会である取締役及び監査等委員会でない取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員及び経営陣幹部の報酬等については、各役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献実績に基づき決定しております。

また、取締役(監査等委員であるものを除く)及び経営陣幹部の報酬等の額は指名報酬委員会において決定し、監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員会において協議のうえ決定しております。

なお、役員の報酬等の額は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内に設定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役担当を設置し、取締役会における社外取締役のサポートは取締役担当が行います。また、監査等委員会での監査等委員である社外取締役へのサポートは内部監査担当が実施しております。社外取締役に対する情報伝達につきましては、適宜電話又はE-mail等で対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役会は最終更新日現在8名(うち、監査等委員である社外取締役3名)で構成されており、代表取締役社長を議長とし、経営上の重要な事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

当社の取締役のうち監査等委員でない取締役は9名以内とする旨、及び取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を、定款で定めております。

なお、当社は監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は有価証券報告書提出日現在3名で全員社外取締役に構成されており、監査等委員会委員長を議長とし、取締役会及び経営執行会議の監査・モニタリングのほか、内部監査の結果その他の重要事項について議論しております。

当社の監査等委員である取締役は5名以内とする旨、及びその任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会の終結の時までとする旨を、定款で定めております。

3. 指名報酬委員会

当社は取締役及び執行役員の選解任並びに報酬を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

なお、指名報酬委員会は、社外取締役全員、取締役ファウンダー及び代表取締役社長で構成されております。

4. コンプライアンス委員会

当社は取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することをモニタリングし、改善していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置しております。

なお、コンプライアンス委員会は、監査等委員会委員長、代表取締役社長及びコーポレート担当取締役で構成されております。

5. 内部監査

内部監査担当は、事業活動の適法性、適正性を検証し、監査結果を代表取締役及び担当取締役等に報告し、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。なお、内部監査担当は2名であり、代表取締役直轄として機能しております。

6. 会計監査人

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。EY新日本有限責任監査法人は平成18年3月期から当社の会計監査人に就任しております。

・業務を執行した公認会計士等の氏名等

公認会計士 佐藤 明典

公認会計士 藤原 由佳

・監査業務に係る補助者

公認会計士 5名

その他 5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する「中長期的な株主の利益を最大化するべく、より効率的にかつ健全に経営・執行していく」という基本的な考え方をこれまで以上に具現化することができると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会日につきましては、集中日を避けるという観点から毎年6月上旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算発表直後にアナリストや機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL(http://www.dreamincubator.co.jp/ir/news/)において、適時開示資料、決算説明会資料等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する者として、IR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。
- (2) 情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに10年間保存し、管理するものとする。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・監査等委員会議事録
 - ・経営執行会議議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類
- (2) 代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社の代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程並びに対応策を整備する。
 - ・プロジェクトリスク
 - ・投資・与信リスク
 - ・情報リスク
 - ・各事業特有のリスク
- (2) 特に、投融資先数の増加に伴う投資・与信リスクの高まりに対しては、ポートフォリオ管理体制を強化し、リスク管理の徹底を図る。
- (3) 当社及び子会社の代表取締役は、取締役、従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。
- (4) 監査等委員会は、取締役会、経営執行会議の監査・監督を実施し、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加調査等を指示できる体制としております。また、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会が、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。経営執行会議が、適切・効率的な業務執行を推進する。
- (2) 経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。
- (3) 取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会担当を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。
- (4) 監査等委員会は、取締役会、経営執行会議のモニタリングを実施し、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加調査等を指示できる体制としております。また、会計監査人とも連携を図りながら、取締役会及び執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全員参加ミーティングにて、全社員への徹底を図る。
- (2) 監査等委員会による監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行う。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備するものとする。
- (2) 当社は、子会社の取締役に対し、子会社の業務執行に係る重要事項等について、「関係会社管理規程」の定めに従い、定期的に当社へ報告又は事前承認を得ることを求めるものとする。
- (3) 子会社において、「関係会社管理規程」に定める当社への事前協議や承認が必要な事項が発生した場合、当社は、協議及び決裁を通じて、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- (4) 当社は、子会社に対して、内部監査を実施し、適宜子会社の業務執行を監視するものとする。
- (5) 各子会社の監査役と当社の内部監査部門及び監査等委員会が緊密に連携し、グループにおける監査等委員会監査及び内部監査の有効性及び効率性を高めるものとする。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査等委員会が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人に対する、取締役並びに業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会による指示の実効性を担保するものとする。

9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 代表取締役は、取締役会並びに経営執行会議の参加者に監査等委員会委員長（又はその他の監査等委員）を加え、重要な経営情報を連携するものとする。
- (2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が、法令・定款に反する事実や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告するものとする。

(3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が、監査等委員会へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、取締役及び使用人の会議予定を監査等委員会が予め開知し、必要に応じていつでも参加・監視できるよう、会議のスケジュール及びその出席予定者、会議目的を電子媒体にて各監査等委員に常時公開するものとする。

(2) その他、監査等委員会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応するものとする。

(3) 監査等委員会の職務の執行のために生ずる費用は、必要でない認められる場合を除き、当社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。

(2) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。

(3) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

コンプライアンス委員会がその任に当たっている。

(2) 外部の専門機関との連携状況

顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備している。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることをないように確認できる体制を整備している。

(4) 社内への周知徹底

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちない旨、定期的開催する全社員参加ミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

監査等委員会が会計監査人、内部監査担当とも連携のうえ取締役会及び経営執行会議を監査しております。

